



【特集】伊賀市・笠置町・南山城村 水と歴史でつながる圏域……………	2
介護保険制度……………	4
後期高齢者医療制度……………	6
平成 29 年度 国民健康保険税……………	8
地域で介護予防を始めませんか……………	10
2017 伊賀市民文化祭 参加者募集……………	11
7 月の二次救急実施病院……………	23

※写真は、6月4日に青山高原で行われた第30回青山高原つつじクォーターマラソン大会の様子。詳しくは18ページをご覧ください。

伊賀市・笠置町・南山城村

水と歴史でつながる圏域

～「定住自立圏構想」に基づき、
3市町村で連携した取り組みを進めていきます～

【問い合わせ】 総合政策課 ☎22-9620 FAX 22-9672

「定住自立圏構想」とは？

現在、地方では人口減少が加速し、単独の市町村で医療や公共交通などの生活機能を維持・確保することが困難になりつつある

このような課題を解決するために

「定住自立圏構想」

同じ生活圏の市町村が連携して、医療・産業振興・公共交通などの生活機能を全体で確保し、住民の定住につなげるための取り組み

伊賀市は近隣市町村の「中心市」

「定住自立圏構想」では、買い物や医療などの生活に必要な機能があり、近くの市町村に住む人たちもそうした施設を利用している市を「中心市」と呼びます。

伊賀市は、平成27年6月24日に「中心市宣言」を行い、近隣の自治体である京都府笠置町・南山城村と連携し、医療や交通など生活に必要な機能を守るために話し合ってきました。

そして、昨年10月

4日に合同調印式を開催し、「伊賀・南山城
南定住自立圏の形成
に関する協定」を結びました。



▲南山城村長(写真左)と笠置町長(写真右)との合同調印式の様子

笠置町・南山城村って どんなところ？

伊賀市・笠置町・

南山城村は、三重県

と京都府の県境にあ

り、木津川が3市町

村を流れています。

また、藤堂藩にゆか

りがあり、歴史的に

もつながりが深い地域です。

そのため、従来から買い物・医療・通勤など、暮らしに欠かせない生活面における人の流れや住民相互の交流があります。



伊賀市・笠置町・南山城村は 「水と歴史でつながる圏域」

連携の基本イメージを「水と歴史でつながる圏域」として、次の2つの視点で取り組みを進めます。



▼圏域でつながり、暮らしの安心を支える
医療体制や子育て支援、防災体制を充実させ、働く場所の確保、地域公共交通体制の構築などに取り組み、住み続けたい地域で暮らせる圏域をめざします。

▼活発な交流で、にぎわいを創出する

伊賀市・笠置町・南山城村が持つ地域資源や地域に暮らす人材の交流などにより、圏域全体で多様な資源の魅力を高め、にぎわいの創出をめざします。

伊賀・山城南定住自立圏 共生ビジョン



共生ビジョンとは、圏域のめざす将来像や具体的な取り組みをまとめたものです。

伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョンは、2017（平成29）年度から2021（平成33）年度までの5年間の計画として、毎年度見直しを行うこととしています。

ここでは、その主な取り組みを次の3つの分野に分けて紹介します。

①生活機能の強化

医療 健康・福祉 教育
産業振興 環境 防災



- 一次・二次救急医療体制の充実・確保を行い、圏域住民に安心した医療を提供する
- 救急医療や応急処置などに関する相談に24時間対応する電話相談事業を圏域へ拡大する
- 結婚を希望する人に「出会い」から「結婚」へのきっかけづくりなどをサポートし、若者が安心して住み、子どもを生み育てる環境の充実をめざす
- 圏域で連携した観光施策や地場産業の振興を進め、誘客や地場産品の販路拡大をめざす
- 災害時の正確な情報共有や圏域内での相互応援体制を整備する

②結びつきやネットワークの強化

公共交通 ICT活用 交通インフラ
地産地消 内外交流

○通勤・通学・買い物・通院などを考慮した地域の公共交通網や道路の整備を進める

○圏域内への移住希望者が必要とする情報の提供や支援を行うための相談窓口を設置し、圏域全体で情報発信に取り組む



③圏域マネジメント能力の強化

人材育成・交流 人材確保

○圏域内の職員の能力や資質の向上を図るため、合同で研修会などを実施する

○外部有識者からの助言を得ながら、政策課題を研究・検討する



今後は、それぞれの地域が持っている都市機能や地域資源など、お互いの強みを持ち寄って弱みを補い合い、これまでのつながりや結びつきをより強め合うことで、魅力ある圏域を作り出すことをめざします。

◆笠置町

人口 1,421人 面積 23.52km²

京都府で最も小さい町

京都府の最南端に位置する、府内で最も小さい町で、歴史と美しい自然が調和する町です。後醍醐天皇の行在所としても知られ、当時を偲ぶ史跡が数多く残っています。

日本の桜名所百選に選定されている約3,000本の桜が春を告げ、秋には、笠置山が錦に染まり、四季を通じて豊かな自然が楽しめます。



◆南山城村

人口 2,837人 面積 64.11km²

京都府で唯一の「村」

南は奈良県、北は滋賀県、東は三重県に隣接しており、豊かな自然と里山の風景を残した、京都府で唯一の「村」です。

雄大な木津川と緑豊かな茶畑が広がり、良質な宇治茶の主産地として知られています。



※人口は2017（平成29）年4月1日の住民基本台帳人口、面積は2015（平成27）年の国勢調査の数値です。

あなた自身や家族の将来を支えるために 介護保険制度

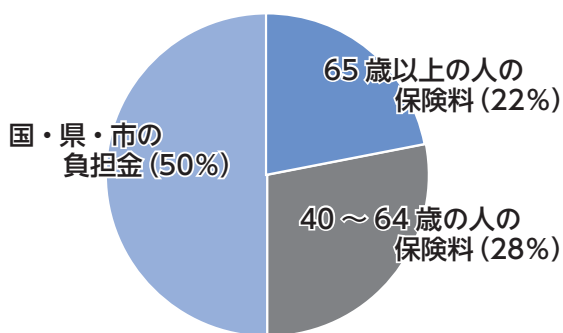
【問い合わせ】 介護高齢福祉課 ☎ 26・3939 FAX 26・3950

介護保険制度は 次の財源で運営しています

介護保険制度の運営は、40歳以上の
の人に納めていただいた保険料と、
国・県・市の負担金などの公費でま
かなわれています。

原則、サービス利用時にかかった
費用の1割または2割を利用者が負
担し、残りの9割または8割は、介
護保険から支払われています。

介護保険制度の財源



介護保険料の納め方

65歳以上（第1号被保険者）の人
の介護保険料の納付は、年金からの
天引き（特別徴収）が基本ですが、
特別徴収ができない場合に限り、納
付書または口座振替での納付（普通
徴収）の場合があります。

特別徴収ができる人は普通徴収で
納付することはできません。

【特別徴収の対象にならない人】

- 高齢・退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円（月額1万5,000円）未満の人
- 65歳になった直後の人
- 他市町村から転入した直後の人
- 年度当初（4月1日現在）で年金を受給していなかった人
- 年度途中に保険料の所得段階が変更になった人
- 年金を担保にして資金の貸付を受けた人 など



介護保険料に関する よくある質問

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、
また、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会
全体で支えるための制度です。
一定の介護が必要になったとき、市町村の認定を受けることで、指定さ
れた事業者から介護サービスが受けられます。

Q. サービスを利用しなくても保険料を納めるのですか？

A. 介護保険は、支え合いの制度です。サービスを利用しているかどうかにかかわらず、原則40歳以上の人は全員が保険料を納めなければなりません。

Q. 保険料はどのようにして納めるのですか？

A. 原則として、年金から納めることになっています。なお、40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険料と一括して納めていただいています。

Q. 保険料を納めないとうなるのですか？

A. 滞納した期間に応じて、介護サービスの利用者負担が3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

介護保険料納入通知書・ 介護保険負担割合証を ご確認ください

《介護保険料納入通知書》
7月12日(水)に、65歳以上の人へ平成29年度介護保険料納入通知書を発送します。

今回お届けする通知書の保険料額は、本人の前年の所得額や年金収入額と、本人や同じ世帯の人の市民税の課税状況によって算定しています。

《介護保険負担割合証》

8月1日(火)以降に介護保険サービスを利用する際の自己負担割合を記載した証を、7月20日(木)以降に順次発送します。

介護保険負担限度額認定証の 更新受付が始まりました

現在の認定証の有効期間は7月31日(月)までです。8月以降分の更新申請のお知らせを発送しますので、引

き続き認定が必要な人は申請してください。

※この認定証は、介護保険要介護・要支援認定を受け、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している人、短期入所（ショートステイ）サービスを利用している人の食費・居住費（滞在費）を限度額までにおさえ、負担を軽減するものです。

※負担段階を判定する対象所得には障害年金や遺族年金などの非課税年金も含まれます。

【認定の要件】

○本人が住民税非課税世帯で、世帯を別にする配偶者も住民税非課税であること

○預貯金などの資産が、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること

【申請受付開始日】

7月3日(月)

【申請に必要なもの】

申請書・同意書・印鑑・通帳や株などの資産を証明する書類の写し
※配偶者がいる場合は、配偶者の資産を証明する書類の写しも添付してください。

【結果通知・認定証の発送】

7月末以降順次

【申請先】

- 介護高齢福祉課
- 各支所住民福祉課

8月から高額介護サービス費の負担額の上限が一部変わります

「高額介護サービス費」とは

介護サービスを利用して1か月に支払った負担額の合計が上限額を超えたときに、超えた分が払い戻される制度

▼変更点①

サービスを利用している人と利用していない人の公平性を保ち、負担能力に応じた負担をお願いする点から、対象となる世帯の負担額の上限を次のとおり引き上げます。（下表参照）

【対象】

住民税を課税されている人がいる世帯

【負担額の上限（月額）】

変更前…37,200円
変更後…44,400円

▼変更点②

介護サービスを長期にわたって利用している人に配慮し、3年間に限り異なる上限が設けられ、年間を通して負担額が増えないように措置されます。（下表参照）

【対象】

同じ世帯の全ての65歳以上の人（サービスを利用していない人を含む。）の利用者負担割合が1割の世帯

【負担額の上限（年額）】

446,400円
(37,200円×12カ月)

《高額介護サービス費の負担額の上限》

利用者負担段階区分	世帯合計の上限額（月額）	
	変更前	変更後（8月～）
現役並み所得者に相当する人がいる世帯	世帯 44,400円	変更なし
住民税を課税されている人がいる世帯	世帯 37,200円	世帯 44,400円〈見直し〉 ※同じ世帯の全ての65歳以上の人（サービスを利用していない人を含む。）の利用者負担割合が1割の世帯に、 年間上限額（446,400円） を設定
世帯員全員が住民税を課税されていない世帯	世帯 24,600円	変更なし
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の人など	個人 15,000円 世帯 24,600円	
生活保護を受給している人など	個人 15,000円	変更なし

世帯 住民基本台帳上の世帯で、介護サービスを利用した人全員の負担の上限額（合計）

個人 介護サービスを利用した本人の負担の上限額

いつまでも元気に暮らしていくために 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療保険は75歳以上の全ての人（生活保護受給の人は除く）が被保険者です。

また、65歳以上で一定の障がいがある人は、申請をして広域連合の認定を受けた場合は加入できます。

*一定の障がいとは…

- 国民年金法などにおける障害年金1級、2級
- 身体障害者手帳1級～3級、4級の1部（音声言語下肢の1号、3号または4号に関する障害）
- 療育手帳の重度障害（A）
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級

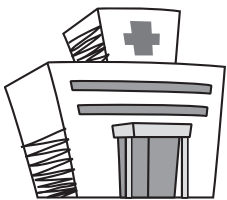
◆住民税非課税世帯の被保険者の皆さんへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」をご存じですか？

世帯全員が住民税非課税の被保険者は、入院・通院ともに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関などの窓口へ提示すると、窓口で支払う自己負担額や入院時の食事代が限度額までの支払いになります。

※認定証の交付を受けるには申請が必要です。

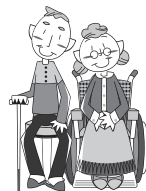
※現在交付を受けている人も、8月1日に更新します。引き続き交付を希望する場合は8月中に申請してください。



被保険者証が変わります

7月下旬に、新しい被保険者証（ピンク色）を簡易書留で郵送します。届いたら、負担割合（1割あるいは3割）を確認してください。

現在の被保険者証（若草色）は、8月1日以降使用できませんので、保険年金課または各支所住民福祉課に返却するか、破棄してください。



保険料をご確認ください

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。

原則7月中旬に保険料額と納付方法の通知を送付しますので確認してください。

◆保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その人の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

平成29年度年間保険料額【上限57万円】

均等割額 + 所得割額
43,870円

前年中の総所得金額等*から33万円を引いた額に9.06%をかけた額

- 新しい被保険者証が届きます
- 保険料と納付方法をお知らせします
- 高額療養費の自己負担額が変わります

*総所得金額等とは…

○ 平成28年中の各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額など）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが、退職所得は含みません。

○ 遺族年金や障害年金は収入に含みません。

○ 各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除など）は適用されません。

◆保険料の軽減率が変更になりました

① 所得が低い世帯の人に対する軽減

■均等割額の軽減

所得に応じて、7ページ右上の表の軽減割合で保険料を減額します。

○ 世帯は4月1日（年度途中に資格を取得した人は資格取得日）現在の状況で判定します。

○ 65歳以上の人の年金所得は通常の公的年金控除以外に15万円を控除し計算します。

○ 事業専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

○均等割額の軽減

同一世帯の被保険者・ 世帯主の 総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33 万円以下で被保険者全員の 年金収入が 80 万円以下 ※そのほか各種所得がないこと	9 割	4,387 円
33 万円以下	8.5 割	6,580 円
(33 万円+被保険者数× 27 万円) 以下	5 割	21,935 円
(33 万円+被保険者数× 49 万円) 以下	2 割	35,096 円

■所得割の軽減

基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等から33万円を引いた額）が58万円以下の場合、所得割を2割軽減します。

※昨年度までは5割軽減

②後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減

被保険者均等割額を7割軽減し、所得割は賦課しません。

※昨年度までは9割軽減

（ただし、元被扶養者でも世帯の所得が低い人は9割または8.5割の軽減が受けられます）

該当する人には軽減措置を行った

後の保険料額を通知します。

※協会けんぽなどの被用者保険の被扶養者だった人で軽減措置が行われていない場合は、保険年金課へお知らせください。

◆保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。

また、年金の受給額が年額18万円未満の場合や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの受給額の2分の1を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。

昨年度と納付方法が変わる場合がありますので、必ず自分の納付方法を確認してください。

①特別徴収の人

年間保険料額の決定通知書を送付します。10月・12月・2月の年金天引き予定額を確認してください。※年金天引きから口座振替に変更できます。希望する人は申請してください。（申請の時期により変更できる時期が異なります。）

②普通徴収の人

年間保険料額の決定通知書と納付書を送付します。

保険料は納期限内に納めてください。納期限を過ぎて納付がない場合

は督促状を送付します。納期限は、納付書に記載しています。

◎納付書払いから口座振替への変更をお勧めします

□口座振替の手続きをすると納め忘れがなくなり便利です。

金融機関での手続きが必要ですので、詳しくは決定通知書の最後のページをご覧ください。

◆保険料の減免・徴収猶予

災害にあった場合や、生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人（おおむね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請することにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合がありますので、保険年金課にご相談ください。



8月受診分からの

高額療養費の自己負担額
が変わります

1カ月の窓口払い自己負担額が下の表のとおりに変更になります。

○窓口払い自己負担額

区分	外来（個人）		入院（個人）・世帯合算	
	29年7月まで	29年8月から	29年7月まで	29年8月から
現役並み所得者	44,400 円	57,600 円	80,100 円 + 1 % (44,400 円)*	変更なし
一般	12,000 円	14,000 円 (年間 14.4 万円上限)	44,400 円	57,600 円 (44,400 円)*
低所得Ⅱ	8,000 円	変更なし	24,600 円	変更なし
低所得Ⅰ			15,000 円	

* 過去 12 カ月以内に、世帯で 4 回以上の高額療養費の支給があったときの 4 回目からの額

【問い合わせ】

○三重県後期高齢者医療広域連合

事業課

☎ 059・221・6883 / 6

884

○保険年金課

☎ 22・9660

FAX 26・0151

いざというときの安心のために 平成29年度 国民健康保険税

【問い合わせ先】 保険年金課 ☎ 22・9659 FAX 26・0151

国民健康保険は、被保険者の皆さんが病气やけがをしたとき、安心して医療を受けることができる制度です。

4月末現在、市内で12,919世帯、20,913人が国民健康保険に加入しています。

7月は国民健康保険税の本算定の月です。7月中旬に世帯主（納税義務者）に保険税納税通知書を送付しますので、納期内に納付いただきますようお願いいたします。

◆国民健康保険制度は 皆さんの保険税が財源です

日本では、全ての人が何らかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険は、職場の健康保険に加入している人、後期高齢者医療に加入している人、生活保護を受けている人などを除いた全ての人が加入します。

納めていただいた保険税と、国などからの補助金を財源にして、医療費・高額療養費・出産育児一時金など

どの保険給付の支払い、後期高齢者支援金などの各種拠出金の支払い、特定健診・簡易人間ドック・脳ドックなどの保健事業を行い、皆さんの健康を支えています。

しかし、高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩などにより、医療費は年々増加しています。この大切な保険税を有効に使うためにも、健康管理に十分心がけていただきますようお願いいたします。

◆本算定の納税通知書をお届けします

世帯主が国民健康保険に加入していても、世帯の中に加入者がいなければ納税通知書が世帯主あてに届きます。今回お届けする納税通知書の税額は、下の表の「国民健康保険税算定の税率など」により計算します。

①普通徴収の人

1期（7月）から9期（平成30年3月）の9期（回）に割り振っています。

②特別徴収（年金からの天引き）の人
本算定年税額から4月・6月・8

◆国民健康保険税算定の税率など

	所得割 ※1	均等割 ※2	平等割 ※3	限度額
医療給付費分	6.7%	23,000 円	22,000 円	540,000 円
後期高齢者支援金分	1.08%	3,500 円	4,500 円	190,000 円
介護納付金分	1.5%	6,000 円	4,500 円	160,000 円

- ※1 所得割：前年中の総所得金額から基礎控除額（33万円）を差し引いた額に対して
※2 均等割：国民健康保険に加入している人、1人に対して
※3 平等割：1世帯に対して

月の仮算定税額を差し引いた額を、10月・12月・平成30年2月の3回に割り振っています。



◆特別徴収を口座振替に変更できます

国民健康保険に加入している人全員（世帯主を含む）が65歳以上で一定の条件を満たしている場合は、保険税を年金から天引きしています。申請により口座振替に変更することができます。



○申請の期限はありませんが、申請の時期により口座振替への変更時期が変わります。
○年金天引きを継続する場合や、すでに口座振替に変更している場合は、改めて申請していただく必要はありません。



◎年税額の具体的な計算例は、左ページのとおります。

◆世帯の合計所得と軽減割合

前年の世帯合計所得が次の金額以下	軽減割合
33 万円	7 割
33 万円+ (加入者数× 27 万円)	5 割
33 万円+ (加入者数× 49 万円)	2 割

※加入者数と前年の世帯合計所得には後期高齢者医療に移行した人を含めて算出しています。(世帯に異動がある場合を除く。)

非自発的失業者に係る

保険税の減額制度

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をした人の前年の給与所得を100分の30とみなして保険税の算定を行います。

雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し申請してください。

《該当する離職理由コード》 11・12・

21・22・23・31・32・33・34

《対象期間》 離職の翌日の属する月から翌年度末まで

国民健康保険税の

計算例

○世帯主(40歳)
営業所得200万円
○配偶者(40歳) 無職
○子(10歳)
という3人家族の場合:



この場合の国民健康保険税は、①医療給付費分②後期高齢者支援金分③介護納付金分の合計額で **202,800 円 + 33,000 円 + 41,500 円 = 277,300 円** となります。

①医療給付費分の税額の計算例

◎3人が国民健康保険に加入

総所得	基礎控除額	
2,000,000 円	- 330,000 円	= 1,670,000 円
所得割額	1,670,000 円 × 6.7%	= 111,890 円
均等割額	23,000 円 × 3 人	= 69,000 円
平等割額	22,000 円 × 1 世帯	= 22,000 円

医療給付費分年税額(100 円未満切捨て) **202,800 円**

②後期高齢者支援金分の税額の計算例

所得割額	1,670,000 円 × 1.08%	= 18,036 円
均等割額	3,500 円 × 3 人	= 10,500 円
平等割額	4,500 円 × 1 世帯	= 4,500 円

後期高齢者支援金分年税額(100 円未満切捨て) **33,000 円**

③介護納付金分の税額の計算例

◎2人が介護保険に加入(40 歳以上 65 歳未満)

所得割額	1,670,000 円 × 1.5%	= 25,050 円
均等割額	6,000 円 × 2 人	= 12,000 円
平等割額	4,500 円 × 1 世帯	= 4,500 円

介護納付金分年税額(100 円未満切捨て) **41,500 円**

国民健康保険の届け出は
加入資格の発生日から
必ず 14 日以内に!



ほかの市町村へ転出したり、職場の健康保険に加入したなど(伊賀市国民健康保険被保険者資格の喪失)の場合は、その月分からの保険税は課税されませんが、届け出が必要です。

この届け出が遅れると保険給付を受けられない場合があります。保険税は国民健康保険資格の発生日までさかのぼって納めていただくことになります。

保険税は、被保険者になった月から納めていただきます。「被保険者になった月」とは、市で届け出をしたときでなく、ほかの市町村から転入した日や職場の健康保険を脱退した日など、国民健康保険への加入資格が発生した日の月をいいます。

◆保険税は
被保険者になった月から

「介護予防リーダー養成講座」の受講生を募集します

地域で介護予防を始めませんか

【問い合わせ】 地域包括支援センター（中部にんじんサポート伊賀） ☎26・1521 FAX 24・7511

介護予防のきっかけづくり

介護が必要になる原因の多くは、筋力や運動機能の低下による転倒や骨折から寝たきり状態になることだといわれています。予防のためには運動を行い、筋力の維持・増強が欠かせませんが、「どんな運動をすればいいのかわからない」「一人ではなかなか続かない」という人も多いのではないのでしょうか。

一緒に運動をする仲間や近くに運動のできる場所があれば気軽に運動に取り組めます。介護予防リーダーとは、自身が主体となって地域の仲間と運動を中心とした介護予防に取り組んでいただく人です。

元気で生き生きした地域をめざして

介護予防リーダー養成講座では、介護予防のための運動を中心とした取り組みを地域で実践するための知識や技術を手軽に習得できます。

ぜひこの機会に参加し、地域の高齢者がいつまでも元気で過ごせるよう、あなたも介護予防リーダーになってみませんか。



地域で活動する

介護予防リーダーの声

活動を通じて
自分自身も明るく元気に

中西 利子さん（子延）

主人が行ういきいきサロンに体を動かす時間を取り入れたいと考えたのが受講のきっかけです。

今では、いきいきサロンとは別に体操だけの活動日を設けられるようになり、地域の方々が元気に参加してくれています。

楽しく体を動かしてもらえるよう、いろいろな場に出向いて新しいことを学び、活動に取り入れています。自分の力で活動を立ち上げたことで視野が広がり、積極的で明るい性格になれた気がします。

受講生が増え、地域で新しいリーダー

が生まれることを心待ちにしています。



過去の受講者が

地域で元気に活躍しています

人と人との輪を広げ
地域全体で介護予防活動を

井野 隆子さん（岩倉）
田邊 宏さん（東高倉）

介護予防を

自分たちの地域で広め、人と人との輪をつなげたいと思ひ、この講座を受講することを決めました。

運動は続けることが大切で、家に帰ってから自分で継続して行えるような体操を指導するよう心がけているところです。

また、活動に参加することで外に出かけるきっかけの1つにしてもらえる嬉しいです。

今後は参加者の中からリーダーを増やしていくことで、自分たちで地域を育て、まちの活性化につなげていきたいと考えています。



介護予防リーダー養成講座

基礎編・応用編の連続講座です。グループワークや、現在活動中のグループの視察見学（別日程）もあります。10回以上出席した人には修了証を発行します。

【とき】

《基礎編》 全4回

8月24日・31日、9月21日・28日

《応用編》 全9回

10月5日・19日・26日、11月2日・9日・16日、30日、12月7日・21日

※すべて木曜日の午後2時～4時

【内容】

《基礎編》 介護予防について・運動の理論と方法（実技あり）

《応用編》 運動の実践（ストレッチ体操・ボールやゴムバンドを使った運動実技）・運動継続のポイント など

【ところ】

伊賀市文化会館 多目的室

【講師】

介護予防運動指導員

陶山 美佐さん・稲垣 智子さん

【対象者】 運動に関心があり、地域での自主グループの設立・運営に意欲のある人

【定員】 30人

※申し込み多数の場合は抽選

【申込方法】 電話・ファックス

【申込期間】 7月3日（月）～14日（金）

【申込先】 地域包括支援センター

芸術文化活動の発表の場としてご参加ください

2017 伊賀市民文化祭 参加者募集

【問い合わせ】 文化交流課 ☎ 22・9621 FAX 22・9694

公募事業

◆舞台部門

【とき・ところ・内容】

とき	ところ	内容
11月3日(金祝)	伊賀市文化会館	総合フェスティバルⅠ
11月11日(出)	ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室	音楽祭(洋楽)
11月12日(日)	ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室	ライトミュージック
11月19日(日)	伊賀市文化会館	総合フェスティバルⅡ
11月23日(木祝)	伊賀市文化会館	洋舞・ジャズダンス

《募集ジャンル》

①洋楽 ②ライトミュージック ③洋舞 ④日本舞踊 ⑤邦楽
⑥大正琴 ⑦吟剣詩舞 ⑧相撲甚句 ⑨新舞踊 ⑩民謡・民舞

※④⑩の部門は、総合フェスティバルとして開催します。(1舞台につき、時間を制限する可能性があります。)

【参加資格】 構成メンバーの主体が

市内にある団体

※文化の振興以外の主な目的(政治・宗教・営利など)を持つて活動する団体を除きます。

※洋楽とライトミュージックは個人でも参加できます。

【参加費】 1舞台につき5,000円
※洋楽とライトミュージックの個人参加は半額(2,500円)です。

※出演にかかる経費や舞台運営経費は、参加者負担です。

◆展示部門

【とき】 11月2日(木)～5日(日)

【ところ】 ハイトピア伊賀 5階多目的大研修室 など

【募集ジャンル】 絵画・書・写真・手芸・工芸・生花など

※展示内容(ジャンル)は変更になる場合があります。

【参加資格】 構成メンバーの主体が市内にある個人・団体

※文化の振興以外の主な目的(政治・宗教・営利など)をもつて活動する個人・団体を除きます。

※1人につき全ジャンルで2作品以内とします。個人と団体の両方か

らの出品はできません。

【参加費】 1作品につき、500円
※展示スペースの関係上、作品のサイズを制限することがあります。

※出品にかかる経費は、参加者負担です。

舞台・展示部門に参加する団体の皆さんへ

▼舞台・展示にあわせて体験会を実施する団体を募集します

【ところ】 要相談

【申込方法】

別途申込書が必要です。申し込み時にお申し出ください。

※応募多数の場合は、抽選で決定

協賛事業

【募集事業】

市民文化祭の目的に沿って広く一般の人に公開され、主催者が文化団体・企業・学校・公益法人(宗教法人を除く。)などである事業

【とき】 10月1日(日)～11月30日(木)

【協賛事業の決定】

実行委員会が決定後、8月中旬に

通知する予定です。

承認された事業は、広報いが市などでお知らせします。

※事業経費は、全額主催者負担です。

公募事業・協賛事業に

申し込むには:

【申込方法】 申込書に必要事項を記入の上、ファックスまたは持参で申し込んでください。

引き換えに、出演・出品者全体会議の案内をお渡しします。

※ファックスの場合、1週間以内に出演・出品者全体会議の案内が返信されないときはご連絡ください。

(会議は8月18日(金)午後7時からを予定しています。)

【申込期間】

7月10日(月)～8月4日(金)

【申込書配布場所】

文化交流課・本庁舎玄関受付・各支所振興課(上野支所を除く)・各公民館

※市ホームページからもダウンロードできます。

【申込先】

伊賀市上野中町2976番地の1 伊賀市企画振興部文化交流課

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

◆ 本を読んであなたの思いを伝えましょう

読書感想文コンクール 作品募集

【問い合わせ】 上野図書館
☎ 21-6868 FAX 21-8999



読書は豊かな人間性や考える力を育みます。読書で感じたことを綴って表現してみませんか。

一般の方の作品もお待ちしています。

【課題】

自由 ※未発表のものに限ります。

【応募資格】

市内在住・在勤・在学の人

【応募区分】

第1部：高校生・大学生・一般

第2部：中学生

第3部：小学生

【応募規定】

○縦書き 400字詰め原稿用紙を使用し、応募は1人

1点とします。

○原稿枚数は、第1部・第2部は5枚以内、第3部は3枚以内とします。

○題名は原稿の1枚目の欄外へ記入し、住所・氏名・学校名などは、応募票に記入の上、原稿に添えて提出してください。

○応募原稿は返却しません。

【各賞】

特選・入選の人には、賞状と副賞をお渡しします。

【応募方法】 郵送・持参

【応募期間】

9月1日(金)～10月3日(火) ※必着

【応募先】 〒518-0873

伊賀市上野丸之内40番地の5 伊賀市上野図書館

◆ ご存じですか「保険料免除制度」・「納付猶予制度」

国民年金のはなし

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151

■国民年金保険料の免除制度

《保険料免除制度・納付猶予制度》

保険料を納め忘れた状態で、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合にご利用ください。

【対象期間】 7月～平成30年6月分

《学生納付特例》

学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予されます。

【対象者】 学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校・各種学校（就業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人

【対象期間】 4月～平成30年3月

※いずれの制度も原則として毎年申請が必要です。

※2年1カ月前までさかのぼって申請ができます。その期間に未納があり、かつ、納付が困難な場合は、すみやかに申請してください。

■免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

保険料の全額免除や一部納付などの承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来の年金額が少なくなりますが、10年以内であればあとから

保険料を納めること（追納）ができます。

※すでに老齢基礎年金を受けている人は追納することができません。

※保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 保険年金課・各支所住民福祉課
津年金事務所 ☎ 059-228-9112

▶日本年金機構からのお知らせ

8月1日以降、年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が25年から10年に短縮されます。対象者には、「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしていますので、できるだけお早めに手続きをお願いします。

～年金の予約相談をご利用ください～

日本年金機構では、電話予約による年金相談を実施しています。年金相談全般について、優先的にスムーズに相談をすることができます。

詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

津年金事務所（予約担当） ☎ 059-228-9120

◆株式会社の仕組みを学びませんか

チャレンジ！お菓子の株式会社

【問い合わせ】上野公民館

☎ 22-9637 FAX 22-9692

【と き】

8月5日(土)

午後1時30分～3時30分

【ところ】

ハイトピア伊賀 5階学習室2

【内 容】

グループに分かれて、お菓子を作る会社経営を体験して、株式会社の仕組みやお金の流れを学習します。

講師：日本証券業協会職員

◆株式会社って何だろう

テキストを参考に、身近な株式会社や、株式会社の仕組みがどうなっているのか、事業活動の流れなどについて学びます。

◆株式会社を体験してみよう

○力を合わせて新しいお菓子を作ってみよう！

お菓子の株式会社の経営者となって、資金を集めるために、グループ毎に新商品を開発し、商品パッケージを製作します。



○応援したい会社に投票してみよう！

各グループが作った新商品に投票を行います。

○お菓子を作る機械を買ってみよう！

集まった資金（票）をもとに設備投資を行います。

【持ち物】

筆記用具・カラーペンまたは色鉛筆・はさみ・のり

【対象者】

親子（小学校4年生～6年生とその保護者）

【定 員】 10組

※申込者多数の場合は抽選となり、結果は郵送します。

【申込方法】

住所・氏名・電話番号・子どもの学年を電話でご連絡いただくか、市ホームページにある申込書を持参して申し込んでください。

【申込期間】 7月7日(金)～18日(火)

【応募先・問い合わせ】

〒518-0873 伊賀市上野丸之内500番地

ハイトピア伊賀 5階 上野公民館

◆昨年8月にオープンしました！

多文化共生センターを紹介します

【問い合わせ】市民生活課

☎ 22-9702 FAX 22-9641

この施設は、在住外国人の生活や活動を支援するとともに、異文化理解を深めるための交流や学習、生活相談ができる多文化共生の拠点施設です。

国際交流協会も施設内に事務所を置いていますので、国際交流に関心のある人もお越しいただけます。

【業務内容】

○外国人相談窓口 ○多言語による情報提供

○日本人も参加できる交流イベント

○外国人観光客への情報提供 ○各種講座 など

また、観光に訪れる英語圏・中国語圏の人向けの観光パンフレットや旅の情報なども提供しています。無料で使えるパソコンや有料のカラーコピー機も設置しており、操作方法が分からない場合はスタッフがお手伝いします。



【開所日時】

平日と第2・4日曜日の午前9時～午後5時（祝祭日・年末年始を除く。）

【ところ】

上野東町2955番地

◆多言語相談日

月曜日：英語

火曜日：スペイン語

水・金曜日：ポルトガル語・英語

木曜日：中国語

第2日曜日：スペイン語

第4日曜日：中国語・英語

◆外国人のための行政書士相談（予約制）

【内 容】 在留資格の相談など

【と き】

原則、毎月第1木曜日の午後1時30分～4時

【問い合わせ】 市民生活課

伊賀市多文化共生センター ☎ 22-9629

知
ってほしい！

伝えたい！

伊賀市の今



このコーナーでは、今年度、市が重点的に取り組んでいる子育てや移住交流、公共施設の見直しなどの施策について、市民の皆さんに知っていただきたい「今」を紹介します。

子育て

市では「産後ケア事業」を行っています。

これは、出産後自宅に帰っても相談する人がいない、赤ちゃんの世話の仕方や生活リズムがわからないなど、育児への支援が必要な人を対象に心身のケアや育児指導を行うものです。



産科医療機関への宿泊や通所、助産師の家庭訪問などを通じて支援を行っていますので、ご相談ください。

(健康推進課)



移住・交流

昨年度から、「伊賀市地域おこし協力隊」として、早川隊員（阿波地区担当）と橋本隊員（丸柱地区担当）が活動しています。

日頃の活動の様子は、「伊賀市地域おこし協力隊フェイスブック」で公開しています。

ぜひご覧いただき、今後も2人の隊員の応援をよろしく願います。（地域づくり推進課）

伊賀市地域おこし協力隊
facebook 忍務遂行中!



※詳しくは、2次元コードを読み取ってご確認ください。

《問い合わせ》

健康推進課

☎ 22・9653

FAX 22・9666

地域づくり推進課

☎ 22・9680

FAX 22・9694

【問い合わせ】消防救急課
☎ 24-9116 FAX 24-9111

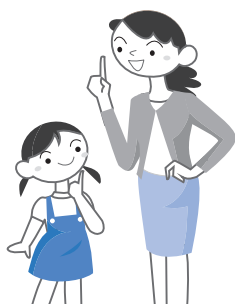
◆子どもを事故から守るために

水の事故を防止しましょう

いよいよ、水に親しむ季節です。海や川などで子どもたちの水遊びが盛んになると同時に、水の事故が増えます。水の事故を防止するため次のことに注意しましょう。

◆屋外での事故を防ぐために

- 危険な場所を点検し、危険性を教える
- 子どもだけで、海や川などで遊ばせない
- 泥沼や草の生い茂っているところには近寄らせない
- 丸太などの漂流物の上では遊ばせない
- 保護者は同伴していても油断せず、子どもから目を離さない



◆日常生活での事故を防ぐために

- 浴槽・洗濯機・便器・ビニールプールなど、浅い水でも溺れる危険性があることを教える
- 一人で浴室に入れない
- 子どもから目を離さない

子どもを水の事故から守るためには、特に周囲の大人が気を配り、地域ぐるみで安全対策を進めていくことが大切です。

本格的な水の季節を迎える前に、家庭や学校などで水の怖さについて話し合い、危険な場所で水泳や水遊びなどしてはいけないことを再確認しましょう。

※万が一のときの対処法を学ぶための応急手当講習会を希望する場合は、ご連絡ください。

お知らせ お詫びと訂正

広報いが市 6 月 15 日号 8 ページに掲載した「献血のご案内」の日程に誤りがありました。

お詫びして訂正します。
【問い合わせ】 健康推進課
☎ 22-9653 FAX 22-9666

催し 認知症カフェ 「いが オレンジカフェ」開設

【と き】 7 月 11 日(火) 午前 10 時～正午
【ところ】 伊賀シルバーケア豊壽園（伊賀市久米町 872 番地の 1）

【内 容】 今年度から毎月第 2 火曜日に認知症カフェを開催します。
ゆっくりした時間をスタッフと一緒に過ごしませんか。ご参加お待ちしております。
【参加費】 100 円
【問い合わせ】 地域包括支援センター
☎ 26-1521 FAX 24-7511

催し 認知症の人と家族の会 「伊賀地域つどい・交流会」

【と き】 7 月 25 日(火) 午後 1 時 30 分～4 時
【ところ】 名張市武道交流館いきいき（名張市蔵持町里 2928 番地）
【内 容】 認知症の人を介護する家族の情報交換の場です。
【料 金】 200 円（認知症の人は無料。家族の会会員は 100 円。）
※認知症の人が参加する場合は、事前に連絡してください。
【問い合わせ】 地域包括支援センター 南部サテライト
☎ 52-2715 FAX 52-2281

「広報いが市」の点字版・録音版を発行しています

希望される場合はお問い合わせください。
【問い合わせ】 障がい福祉課
☎ 22-9657 FAX 22-9662

お知らせ 市展「いが」 開催日程などの変更

市展「いが」の日程・会場を次のとおり変更します。

【と き】 平成 30 年 3 月 21 日(水祝)～25 日(日)
【ところ】 伊賀市文化会館
【募集要項配布開始日】 9 月 29 日(金)
※広報いが市 10 月 1 日号にも掲載します。
今年度からよりよい展示方法を取り入れるほか、イベントの同時開催などを予定しています。
皆さんのご理解とご協力をお願いします。
【問い合わせ】 文化交流課
☎ 22-9621 FAX 22-9694

お知らせ 体育施設の廃止

6 月 30 日をもって次の体育施設を条例から廃止しました。
【廃止施設】
①青山上津体育館
②青山上津グラウンド
③青山博要体育館
④青山博要グラウンド
※7 月 1 日からの使用について詳しくはお問い合わせください。
※③は、老朽化のため今後の使用はできません。
【問い合わせ】
①②神村学園伊賀分校
☎ 41-1234
③④スポーツ振興課
☎ 22-9635 FAX 22-9852

お知らせ 伊賀市聴覚障がい者等 携帯電話 E メール 119 番 通報利用登録制度

外出先から携帯電話の E メールを利用した火災発生の通報や救急の要請ができます。（伊賀市内に限ります。）
※事前の登録が必要です。
【対象者】 市内在住の聴覚障がい、音声機能・言語機能障がいの身体障害者手帳 1・2 級をお持ちで、音声による 119 番通報が困難な人
【問い合わせ】 障がい福祉課
☎ 22-9656 FAX 22-9662
消防救急課
☎ 24-9110 FAX 24-3544

お知らせ 7 月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

もうすぐ夏休みが始まります。子どもたちにとっては、普段体験できないことをするよい機会となります。しかし、「学校が休み」という解放感から生活が不規則になりがちであり、問題行動も発生しやすい時期でもあります。

明日の伊賀市を担う子どもたちを社会全体で育むため、家庭・学校・地域が一体となって青少年健全育成の取り組みを推進することが必要です。このため、伊賀市青少年育成市民連絡会議と教育委員会では次の課題に取り組んでいます。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。
◆青少年に有害な環境をなくす活動などの推進

青少年の非行を誘発しやすい施設などを巡回し、関係者の協力を求めることで青少年を取り巻く有害環境をなくす活動を推進します。

◆研修会などの開催
青少年健全育成に関する講演会や研修会を通じて、青少年の健全育成についての理解を深めていきます。
【問い合わせ】 生涯学習課
☎ 22-9679 FAX 22-9692

お知らせ 夏の交通安全県民運動

【運動期間】 7 月 11 日(火)～20 日(水)
【運動の重点】
○子どもと高齢者の交通事故防止（特に、横断歩道における歩行者優先の徹底）
○後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
○飲酒運転の根絶
○自転車の安全利用の推進
【問い合わせ】 市民生活課
☎ 22-9638 FAX 22-9641

今月の納税

●納期限 7 月 31 日(月)

納期限内に納めましょう
固定資産税（2 期）
国民健康保険税（1 期）
※納税は便利な口座振替で
【問い合わせ】 収税課 ☎ 22-9612

催し いがまち人権パネル展

【と き】

7月4日(火)～20日(休)
午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日を除く。
※7日(金)、13日(休)は午後7時30分
まで延長して開館します。

【ところ】

いがまち人権センター

【内 容】

「障害者差別解消法で変わる私たちの社会」

【問い合わせ】

いがまち人権センター
☎ 45-4482 FAX 45-9130

募集 男女共同参画 ネットワーク会議新規会員

会員独自の活動を尊重し、情報交換を通じてネットワークを強化しながら、男女が共にその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画ネットワーク会議(いきいきネット)を設置しています。

今回、新たに加入を希望する団体・サークル・個人会員を募集します。

【対象者】

市内で活動中の男女共同参画推進に賛同していただける団体・サークル・個人

※営利を目的としないこと

【活動内容】

男女共同参画フォーラム「いきいき未来いが」の開催やネットワーク会議会員相互の交流や研修など

【申込方法】

市ホームページまたは男女共同参画センターに備え付けの申込書に必要事項を記入の上、申し込んでください。

【問い合わせ】

男女共同参画センター
☎ 22-9632 FAX 22-9666

● 広報いが市PDF版 ●

広報いが市PDF版を市ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.iga.lg.jp/>

※携帯電話のバーコードリーダー機能で読み込んでアクセスできます。



2次元コード ▶

【問い合わせ】 広聴情報課
☎ 22-9636 FAX 22-9617

催し 芭蕉さんの七夕笹飾り

伊賀は芭蕉さんのふるさとです。芭蕉さんにちなんで七夕笹飾りに飾る、「俳句」を募集します。ロビーに短冊を用意していますので大きな笹飾りに、あなたの俳句を書いた短冊を飾りましょう。

【と き】

8月31日(休)まで

【ところ】

青山公民館ロビー

【問い合わせ】

青山公民館
☎ 52-1110 FAX 52-1211

催し 合同就職セミナー

【と き】

7月24日(月) 午後1時～4時

【ところ】

上野フレックスホテル

【内 容】

地元就職の促進を図るため、就職セミナー(U・J・Iターンを含む合同求人説明会)を開催します。

【対象者】

○求人企業：市内企業・周辺企業など約50社

○求職者：来春卒業予定の大学生・短大生・専門学生・未就職者・転職希望者

【問い合わせ】

商工労働課
☎ 22-9669 FAX 22-9628
上野商工会議所 ☎ 21-0527
伊賀市商工会 ☎ 45-2210

催し 農業ふれあいまつり

【と き】

7月17日(月祝)
午前9時～午後3時 ※少雨決行

【ところ】

伊賀市農業公園 ふれあい広場
(予野11440番地の2)

【内 容】

地元農産物即売・各種出店・園芸相談・伊賀産菜種油を使用した食品の販売・バンド演奏・ストリートダンス・動物ふれあい広場・餅まきなど

【問い合わせ】

農業ふれあいまつり実行委員会
☎ 39-1250
農林振興課
☎ 43-2302 FAX 43-2313

催し 離乳食教室

【と き】 7月18日(火)

午後1時30分～3時30分

【ところ】

ハイトピア伊賀 4階多目的室

【内 容】 離乳食初期～完了期の話・実演見学・栄養相談

※子どもと一緒に参加できます。

【持ち物】

母子健康手帳・筆記用具など

【問い合わせ】 健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666

催し 寺田市民館 「じんけん」パネル展

【と き】

①7月3日(月)～28日(金)

②8月1日(火)～30日(休)

午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。

【ところ】

①寺田教育集会所 第1学習室

②大山田農村環境改善センター
1階ロビー

【内 容】

「人種差別撤廃条約とは」

人種差別撤廃条約とは、1965年に人種差別の撤廃をめざし、国連総会で採択された国際条約です。日本は1995年に批准しました。日本国内にある人種差別をはじめさまざまな差別を撤廃するため、何が課題であるかを学びましょう。

【問い合わせ】

①寺田市民館 ☎/FAX 23-8728

②人権政策・男女共同参画課

☎ 47-1286 FAX 47-1288

催し 第33回 青山夏まつり

【と き】

7月16日(日) 午後3時～

【ところ】

青山ホール前・青山公民館周辺

【内 容】

こども積み木広場・ソーラン踊り・ヒップホップダンス・和太鼓演奏・盆踊り・花火・その他各種団体の出店など

【問い合わせ】

第33回青山夏まつり実行委員会事務局(阿保地区住民自治協議会)

☎ 52-2000 FAX 52-2011

青山支所振興課

☎ 52-1112 FAX 52-2174

募集 木津川上流管内 河川レンジャー活動

夏休みの自由研究！身近な川で自然観察をしよう！

①木津川源流体験

【と き】 7月22日(土)
午前10時～午後3時

【ところ】

奥馬野・ライトピアおおやまだ周辺

【定 員】 30人 ※先着順

②川下り・カヌー体験

【と き】 7月30日(日)
午前10時～午後3時

【ところ】 依那古地区木津川河川敷

【定 員】 30人 ※先着順

③名張川水生生物調査

【と き】 8月20日(日)
午後1時～4時

【ところ】

名張市旧細川邸やなせ宿・名張川河川敷

【定 員】 30人 ※先着順

④忍者岳登山(柘植川源流探検)

【と き】 9月10日(日)
午前9時～午後3時30分

【ところ】 忍者岳

【定 員】 20人 ※先着順

⑤木津川上流発見講座

【と き】 8月6日(日)・27日(日)
午前9時30分～午後0時30分

【ところ】 名張市旧細川邸やなせ宿・名張川河川敷

【定 員】

両日とも各20人 ※先着順

【対象者】

①～③・⑤：小学生以上
④：小学5年生以上

※いずれも小学生は保護者同伴

【申込方法】 電話・ファックス

【申込受付開始日時】

7月10日(月) 午前10時

※詳しくはお問い合わせいただくか、木津川上流河川事務所ホームページをご覧ください。

【申込先・問い合わせ】

〒630-8114
奈良市芝辻町3-9-27
木津川上流管内河川レンジャー事務局(一社)近畿建設協会)

☎ 0742-33-1300

FAX 0742-34-1482

<http://www.kkr.mlit.go.jp/kizujyo/>

【問い合わせ】 公共基盤推進課

☎ 43-2326 FAX 43-2324

募集 産後ママ親子ヨーガ教室

インストラクターの指導のもと親子ヨーガを体験しませんか。

【と き】

8月1日(火) 午前11時～正午

【ところ】

青山保健センター運動施設

【持ち物】

運動できる服装・飲み物

【対象者】

産後3カ月～1年までの母と子

【料 金】 500円(施設入館料)

施設を初めて利用する人は、利用講習会を受講してください。(当日可)詳しくはお問い合わせください。

【定 員】 10人 ※先着順

【申込方法】 電話

【申込受付開始日】

7月10日(月)

【申込先・問い合わせ】

青山保健センター

☎ 52-2280 FAX 52-2281

募集 自衛官になりませんか

【募集種目】 一般曹候補生

【応募資格】 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の人

【応募方法】

電話で問い合わせてください。

【試験日】

○1次試験：9月16日(土)～18日(月祝)のうち指定する1日

○2次試験：10月5日(木)～11日(火)のうち指定する1日

【試験種目】

○1次試験：適性検査・筆記試験(国語・数学・英語・作文)

○2次試験：口述試験・身体検査

【試験会場】

受付時または受験票交付時にお知らせします。

※2次試験は1次試験合格者のみ行い、2次試験の試験会場は1次試験合格通知でお知らせします。

【合格発表】

○1次試験：9月29日(金)

○2次試験：11月10日(金)

【応募期限】

9月8日(金) ※必着

※自衛官候補生は年間を通じて募集しています。

【応募先・問い合わせ】

自衛隊三重地方協力本部伊賀地域事務所 ☎ 21-6720

【担当課】 総務課

募集 夏休み子ども体験講座 2回連続講座

【とき・内容】

○7月25日(火) 『夏休みの自由研究をしよう!! 俳句に挑戦』

○7月26日(水) 『カード作りとお話をしよう!!』

※どちらも午前10時～正午

【ところ】 青山公民館

【対象者】 小学生

【申込方法】

直接来館いただくか、電話で申し込んでください。

【申込期限】

7月24日(月) 午後1時

【申込先・問い合わせ】

青山公民館

☎ 52-1110 FAX 52-1211

募集 七夕笹飾りコンクール

銀座商店街で開催する「七夕笹飾りコンクール」で、笹飾りの飾り付けをする団体を募集します。

【と き】 7月28日(金)～8月6日(日)

【ところ】 銀座商店街

【内 容】

笹竹は銀座商店街で準備しますので、飾り付けを各自でお願いします。(材料は雨にぬれても良いもので、リサイクル品など)

○笹竹の支給：7月25日(火)

○笹飾りの搬入：7月28日(金)

【申込方法】 電話でお問い合わせいただいたあと、団体名・代表者名・電話番号を記入の上、ファックスで申し込んでください。

【申込期限】

7月14日(金)

【申込先・問い合わせ】

伊賀上野銀座商店街振興組合

☎ 24-2044 FAX 24-2065

(火・水・金曜日のみ)

【担当課】 商工労働課

お薬手帳

お薬手帳を1冊に
まとめましょう

飲んでいる薬や治療歴の管理ができて安心

複数のお薬手帳を持っている人は、1冊にまとめて適切な管理を行いましょう。

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 22-9705 FAX 22-9673



絶好のマラソン日和

第30回青山高原つつじクォーターマラソン大会 (6月4日)

青山高原で、第30回青山高原つつじクォーターマラソン大会が行われました。この大会では、3kmの部、5kmの部、10.55kmを走るクォーターの部の3部門に分かれて走ります。

ランナーは、高原の雄大な景色を眺めながらコースを駆け抜け、また、ゴール地点では、起伏の激しいコースを走るランナーを拍手で迎えたり、お互いの健闘をたたえ合う姿が見られました。

この日は全国各地から1,065人が参加し、そのうち1,020人が見事完走を果たしました。

▶ランナーは爽やかな汗を流しながら力いっぱい走りました。



◀クォーターの部では760人が参加し、スタートの合図で勢いよく走り始めました。



みんなで支えよう

認知症サポーター養成講座 (6月6日)

ゆめぼりすセンターで、認知症サポーター養成講座を開きました。

認知症サポーターとは、認知症についての知識や対応方法などを正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を見守る支援者のことです。

参加者は、認知症を引き起こす原因や症状などの説明を受けたり、講師が演じた劇を通じて、認知症の人との接し方などを学びました。

この日は23人が参加し、初めて受講した人には、認知症サポーターの証であるオレンジリングが配られました。



◀キャラバンメイト(認知症サポーターを養成する講師)による劇の様子

▶認知症予防のトレーニングも体験しました。



水道の仕組みがわかったよ

ゆめが丘浄水場小学生施設見学会 (6月6日)

ゆめが丘浄水場では、小学生の社会科授業の一環として施設見学の受け入れを行っています。

この日は、上野西小学校の児童121人が参加し、川の水から水道水をつくる実験や、実際に浄水場の施設へ入り、水道水ができる工程の順に各施設を見学しました。

子どもたちは、熱心に職員の説明を聞き、普段は入れない施設の中を探検気分で見学していました。



▲浄水場の施設を見学している様子

▶川の水に薬を混ぜて水の中の泥を固める実験に興味深く眺める子どもたち





▲アルファベットの種類や発音を教わる子どもたち

▶歌に合わせて両手のそれぞれの指の呼び方を学びました。



英語に触れる習慣を

親子英語サークル アメリカンパイ
(6月13日)

阿山保健福祉センターで、親子英語サークル アメリカンパイが開かれました。

アメリカンパイは、未就園児までの子どもとその保護者を対象に、簡単な英語を使って歌や踊りを楽しむ交流の場として親しまれている教室で、今年で13年目を迎えます。

今年度初めての開催となったこの日は、17組の子どもと保護者が参加し、親子で英語に触れる時間を楽しみました。

本紙14ページの
「水の事故を防止しましょう」について、わかりやすく解説します。



こども広場

「水の事故に注意しよう」

今年も暑い夏がやってきた。この季節は、水遊びが盛んになると同時に、水の事故が増えます。

水の事故は、川や池、プールなどいろいろな場所で行われます。それらの事故の多くは、一人ひとりのちょっとした注意と正しい行動で防ぐことができます。

事故が起こりそうな場所

家の周りでは、井戸、溝、柵や囲いのない池や堀、手すりの低い橋、用水路などが危険です。特に、雨が降った後は水の量が多くなっているため、近づかないようにしましょう。

川は流れがゆるやかに見えても、強い力を持っています。流されて溺れてしまうことがあるので注意しましょう。

川や池に落ちたときは

『ウイテマテ!』

川や池に落ちてしまったら、慌てずに浮いて待つことが大切です。助けを呼ぶために手を挙げると体が沈んでしまうので、慌てずに水

面で仰向けになって顔を水の上に出し、浮いた状態になりましょう。服や靴も浮くために力を貸してくれるので、脱がずに浮いた状態で救助を待ちましょう。

友達が川や池に落ちたら

助けようとして川に入ると一緒に溺れてしまうことがあります。自分たちだけで助けようとせずに、大人を呼びましょう。バッグやランドセルなど身につけているものを使うと、楽に浮くことができるので渡してあげましょう。そして、常に声を掛け勇気付けて救助が来るのを待ちましょう。

一人ひとりが注意しよう

大切なことは、危険な場所がなぜ危険であるかということを理解することです。危険であることを理解していても、遊びに熱中すると周りの状況が見えなくなります。一人ひとりが注意して、事故を起こさないようにしましょう。また、家を出る際には行き先と帰る時間を家族に伝えるようにしましょう。

【問い合わせ】 消防救急課

☎ 24・9116 FAX 24・9111

市長の伊賀じまん

ー 伊賀の河川にまつわる話 ー



夏は水に対する関心が高まる季節です。皆さんは、伊賀に降った雨や湧き出た水がどのように流れていくのかご存じでしょうか。

私たちの住む伊賀盆地に降った雨は木津川を流れ、その後、宇治川・桂川と合流し、淀川となって大阪へ流れています。淀川の水源はこの伊賀の地にあり、伊賀を流れる木津川は、私たちの地域だけでなく下流にある京阪神地域をも支える重要な河川であるといえます。

江戸時代には、この淀川の最上流である伊賀で松尾芭蕉が生まれ、同じ頃に、その最下流である大阪で井原西鶴が生まれました。後世に名を残す2人の俳人の生誕地が木津川の流れに関連しているという歴史は、文化的に見てもおもしろいですね。特に、松尾



▲馬野溪谷にある「木津川源流」の石碑（岡本市長筆）

▶木津川（島ヶ原）



芭蕉に関しては、生まれたのが淀川の最上流で、亡くなったのが淀川の最下流であったということも興味深い話です。

また、河川は古くから上流と下流に暮らす人々を結び付けてきた大切なルートであり、伊賀では河川交通が地域の経済を支えていたということも忘れてはなりません。

伊賀を流れる木津川の水源を守るためには、山林の適切な管理や水源に対する私たちの意識のあり方が大切です。命を支える水を下流へ送り続けるためにも、京阪神地域に住んでいる人たちとの交流を深め、互いを思いやることが河川の水質保全や森林を守っていくことにつながるのではないのでしょうか。

さまざまな思いをのせて私たちの文化を育んでくれた伊賀の河川を誇りにしながら、貴重な木津川の水源をこれからもみんなで守り続けていかなければなりませんね。

（伊賀市長 岡本 栄）

防災ねっと

大雨災害に備えましょう



最近の大雨災害は、台風によるものだけでなく突然の集中豪雨によるものが増えています。

雨が降りやすい季節を迎える前に、普段から次のようなことを心掛けてください。

◆家族との連絡方法を決める

緊急時の連絡方法、集合場所などを普段から話し合っておきましょう。

◆隣近所と協力する

地域のみんなが安全に避難できるよう、普段からご近所での協力体制を築きましょう。

◆気象情報に注意する

日頃からテレビ・ラジオ・インターネットなどの気象情報に注意しましょう。

◆避難場所と経路を確認する

住んでいる地区・仕事場周辺などの避難場所を確認しましょう。

また、避難場所までの安全な経路を確認しておくこ

とも大切です。

◆非常用の持ち出し袋を準備する

生活必需品に加え、各家庭で必要なものをそろえておきましょう。



- 飲料水 ○食料品
- 懐中電灯 ○ラジオ ○予備電池
- 薬 ○絆創膏 ○タオル
- かっぱ ○軍手 ○使い捨ての下着
- 赤ちゃん用品 ○生理用品
- 携帯トイレ ○ティッシュペーパー など

◆家の周りを点検する

屋根や雨戸などが傷んでいないか確認しましょう。

また、家の周りの排水溝は、大雨の際に詰まらないよう掃除をしておきましょう。

【問い合わせ】

総合危機管理課

☎ 22-9640 FAX 24-0444

伊賀警察署だより



水難・山岳遭難事故にあわないために

これから夏を迎え、海水浴やマリンスポーツを楽しむ人、県内外へ登山に出掛ける人も多いでしょう。

しかし、同時に水難事故や山岳遭難事故が増えることが予想されます。楽しい思い出をつくるためには、天気予報を確認し、体調を整えて無理のない計画を立てましょう。

また、次のことに注意し、事故の防止に努めてください。

◆水難事故にあわないために

- 子どもたちだけでの水遊びはさせない
- マリンスポーツや磯釣りなどをする場合は、ライフジャケット（救命胴衣）を着用する

◆山岳遭難事故にあわないために

- 自分の体力や経験に応じた山やコースを選ぶ
- 登山計画書を必ず提出する
- グループで登山をする（単独での登山は危険です。）

【問い合わせ】 伊賀警察署 ☎ 21-0110

名張警察署 ☎ 62-0110

公共交通を利用しましょう

お出かけに 公共交通 つかう夏

〈7・8・9月〉

公共交通機関
利用促進期間

市では、公共交通の維持・活性化や二酸化炭素の排出削減、個人の健康増進などを目的に、今年度も7月から9月の3カ月間を「公共交通機関利用促進期間」として利用促進に取り組みます。

今年度は「お出かけに 公共交通 つかう夏」を合言葉に、さらなる利用拡大を図ります。普段の通勤には車を使う人も、休日に出かけるときは電車やバスなどに乗ってみませんか。

また、市では公共交通利用促進のための「ワンモア運動」を継続して行っています。公共交通を週1回利用している人は週2回に、月に2回利用している人は月3回に、全く利用しない人はまず年に1回、1人ひとりが利用する回数を増やしてみることから始めましょう。

【問い合わせ】

交通政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9852

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

人権について考えるコラムです。

性の多様性を考える～LGBT～ —阿山支所住民福祉課—

LGBTという言葉、ニュースなどでも多く聞くようになりました。LGBTとは、Lはレズビアン（女性同性愛者）、Gはゲイ（男性同性愛者）、Bはバイセクシャル（両性を恋愛対象とする人）、Tはトランスジェンダー（身体的性別に違和感がある人）の頭文字を取ったもので、性的マイノリティ（性的少数者）を表しています。

では、LGBTの人はどのくらいいるのでしょうか。さまざまな調査によると、約20人に1人はLGBTに該当する可能性があると言われています。また、ある調査では、日本人口の約7.6%、およそ13人に1人がLGBTであるという結果も出ています。これは、皆さんの職場や学校、そして家族や友人など身近な人の中にもLGBTの人がいるかもしれないということです。

皆さんの中には、つい、「彼氏（彼女）いるの？」や「男（女）らしくない」というような言葉を使っ

たことがある人もいるのではないのでしょうか。そうだとすれば、そのとき周りで人知れず傷ついていた人がいたかもしれません。

今まで自分が一般的だと考えてきた性のあり方と違っている人がいても偏見を持たず、理解しようとするのが大切ではないのでしょうか。

市では、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、昨年4月1日に「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。これは、同性カップルのパートナーシップ宣誓書を市が受け取り受領証を交付する制度で、昨年度1年間で4組のカップルに受領証が交付されました。また、申請書などに記載されている性別欄を削除するといった取り組みも進めています。

もし、あなたの家族や友人が、LGBTであることを告白したら、あなたは向き合うことができるのでしょうか。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ

図書館 だより

《問い合わせ》

上野図書館 ☎ 21-6868 FAX 21-8999
 いがまち図書室（いがまち公民館内） ☎ 45-9122
 島ヶ原図書室（島ヶ原会館内） ☎ 59-2291
 阿山図書室（あやま文化センター内） ☎ 43-0154
 大山田図書室（大山田公民館内） ☎ 47-1175
 青山図書室（青山公民館内） ☎ 52-1110

今月の新着図書

■一般書

『字が汚い!』 新保 信長／著
 どうすれば字がうまくなるのか? 自らも下手な字に悩み続けてきた編集者が、ペン字練習帳やペン字教室に挑戦しながら「汚い字」について徹底的に研究する本です。

■絵本

『かさじおやぶんいつけんらくちゃく!』 荻田 澄子／作、つちだ のぶこ／絵
 ゆかいなおばけまちの平和を守るのは、からかさおばけのかさじおやぶん。おやぶんが活躍する5つのお話が入っています。

■一般書

『鳥類学者だからって、鳥が好きだと思ふなよ。』 川上 和人／著
 『新きつぷのルールハンドブック』 土屋 武之／著

■児童書

『もうふりまわされない! 怒り・イライラ』 名越 康文／監修
 『オールカラー楽しく覚える! 都道府県』 長谷川 康男／監修

■絵本

『だんぼーるおうじ』 長野 ヒデ子／作・絵
 『ほうちょうさんききいっぽつ』 みやにし たつや／作・絵

図書館（室）からのお知らせ

◆ 語る語る図書館&手づくりナイトライブラリー

※午前9時～午後8時まで開館。本の貸し出しは午後7時まで

と き	催し名	内 容
7月21日(金)	① 17:00～ ② 19:30～	落語 出演：桂 三弥さん ※①②のお題は異なります。
	17:30～	ストーリーテリングと音楽のひびき 出演：おはなしコットン ほか
	18:30～	朗読と音楽のゆうべ 出演：杉本 久美さん・杉本 奈穂さん *要予約 (定員 50 人・中学生以上対象)
7月22日(土)	13:00～ 16:00	紙のランプシェード工作体験 ライトアップや探検に使う紙小物を作ります。
	18:30～	おばけ?のおはなし会& としょかん探検 提供：読み聞かせボランティア「ちいさなねこ」ほか *要予約 (定員 40 人)
	18:45～ 19:20	手づくりライトの設置 ライトや宝箱の設置を手伝ってくれる人を募集します。 *要予約 (定員 20 人程度) ※おはなし会に参加する子どもの保護者もご協力ください。
両日開催	18:00～	夜のお茶会 (有料) ライトアップに囲まれて、お抹茶と和菓子を味わうひとときをお楽しみください。

【ところ】 上野図書館 【申込方法】 電話

【申込受付開始日】 7月8日(土) 午前9時～

【申込先・問い合わせ】

上野図書館 ※月曜休館

7月の読み聞かせ

絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどをします。(30分～1時間程度)

と き	ところ	催物 (読み手)	と き	ところ	催物 (読み手)
4日(火) 10:30～	阿山図書室	読み聞かせの会(はあと&はあと)	19日(水) 11:30～	青山図書室	おとなカフェ ※大人対象
5日(水) 10:00～	いがまち図書室	絵本の時間(お話の国アリス)	22日(土) 10:00～	いがまち図書室	読み聞かせの会(ぶらんこ)
7日(金) 10:30～	上野図書館	絵本と音のカーニバル(Twinkle)	22日(土) 10:30～	大山田図書室	おはなしたいむ(きらきら)
8日(土) 10:30～	上野図書館	おはなしの会	26日(水) 10:30～	上野図書館	おひざでだっこのおはなし会
12日(水) 10:30～	いがまち図書室	ミニサロンひまわり	26日(水) 11:00～	青山図書室	おはなしなあに?
15日(土) 10:45～	島ヶ原小学校	読み聞かせ会(ネェよんで)	8月2日(水) 10:00～	いがまち図書室	絵本の時間(お話の国アリス)
16日(日) 10:30～	阿山図書室	読み聞かせの会 特別編 (はあと&はあと)	8月2日(水) 10:30～	青山子育て 支援センター	あかちゃん、こんにちは (だっこ)
19日(水) 10:30～	上野図書館	えほんの森(よもよも)	8月4日(金) 10:30～	上野図書館	絵本と音のカーニバル(Twinkle)

7月の二次救急実施病院

◎各病院の受け入れ体制

日	月	火	水	木	金	土
*小児科以外の診療科です。						1 名張
2 名張	3 岡波	4 名張	5 岡波・名張	6 名張	7 上野	8 上野
9 岡波	10 岡波	11 上野	12 岡波・名張	13 名張	14 上野	15 名張
16 名張	17 岡波	18 名張	19 岡波・名張	20 名張	21 上野	22 上野
23 岡波	24 岡波	25 上野	26 岡波・名張	27 名張	28 上野	29 上野
30 名張	31 岡波	※重症者が重なり、診察できない場合があります。非当番日は救急の受け入れを行いません。 ※二次救急（重症）の人が対象です。				

《実施時間帯》 平日：午後5時～翌日午前8時45分
土・日・祝日：午前8時45分～翌日午前8時45分

《実施時間帯（岡波総合病院）》

月曜日：午後5時～翌日午前9時 水曜日：午後5時～翌日午前8時45分
日曜日：午前9時～翌日午前8時45分
※月・水曜日が祝日の場合、午前9時～翌日午前8時45分

救急車での搬送限定ではありませんが、必ず事前に連絡が必要です。

【上野総合市民病院（☎ 24-1111）】

【名張市立病院（☎ 61-1100）】

【岡波総合病院（☎ 21-3135）】

◎伊賀市救急・

健康相談ダイヤル 24

☎ 0120-4199-22

心と体のさまざまな相談に、24時間体制でお応えします。

※通話料・相談料は無料です。

◎伊賀市応急診療所（一次救急）【診療科目】 一般診療・小児科

【所在地】 上野桑町 1615 番地 ☎ 22-9990

【診療時間】 月～土曜日：午後8時～11時

日曜日・祝日：午前9時～正午・午後2時～5時・午後8時～11時

※受付は、診療終了時刻の30分前までをお願いします。

◆夜間・日曜日および祝日診療を行っている医療機関については、三重県救急医療情報センター（☎ 24-1199）へお問い合わせください。

情報交流ひろば

となりまち いが・こうか・がめやま

甲賀市

亀山市

～華麗さと荒々しさとで人々を魅了～

大原祇園祭



滋賀県の無形民俗文化財にも指定されている大原祇園祭は、毎年7月23・24日に開催されます。

宵宮では、頭に灯籠をのせた氏子衆が境内で灯籠をぶつけ合い、本祭では、花がさに飾られた真っ赤な造花を奪い合う「花奪い」が行われます。「けんか祭り」と異名をとる迫力の祭りにぜひお越しください。

【とき】

○宵宮祭：7月23日(日) 午後9時～

○本祭：7月24日(月) 午後3時～

【ところ】 大鳥神社（甲賀市甲賀町鳥居野 783）

【アクセス】

○JR草津線「甲賀駅」から徒歩約20分

○新名神高速道路「甲賀土山IC」から車で約10分

【問い合わせ】 観光企画推進課

☎ 0748-69-2190 FAX 0748-63-4087

～夏の夜を彩る～

関宿祇園夏まつり



旧東海道の関宿で、神輿や曳山が町内を練り歩く活気あふれる夏の風物詩。夜には「関

の山（そこまでが精いっぱい）」の語源となった絢爛豪華な4台の山車が巡行します。

巡行の要所で練り広げられる「舞台まわし」は、県下の他の山車にはみられない迫力があります。ぜひ、お越しください。

【とき】 7月22日(土)・23日(日)

○神輿の渡御：午後1時～5時

○山車の巡行：午後5時～10時頃

【ところ】 関宿街道一帯

【アクセス】

東名阪自動車道「亀山IC」から関方面へ約10分

【問い合わせ】

関宿祇園夏まつり実行委員会事務局（亀山市観光協会内） ☎ 0595-97-8877

【問い合わせ】 甲賀市広報課 ☎ 0748-69-2101

【問い合わせ】 亀山市広報秘書室 ☎ 0595-84-5021

病気になるにくい
カラダを作る
健康レシピ

アレンジそうめん 和風カレーつけそうめん

つけ汁を工夫して栄養バランスUP!

素麺を栄養バランスよく食べるコツは、具材・薬味・味付けを工夫することです。豚肉や油揚げに豊富に含まれるビタミンB1と玉ねぎに含まれるアリシンはエネルギー代謝に関係し、疲労回復効果が、さらにカレーの香辛料で食欲増進効果が期待できます。素麺だけで食べるより、つけ汁に多様な食材を加え、バランスのよい素麺メニューにしましょう。



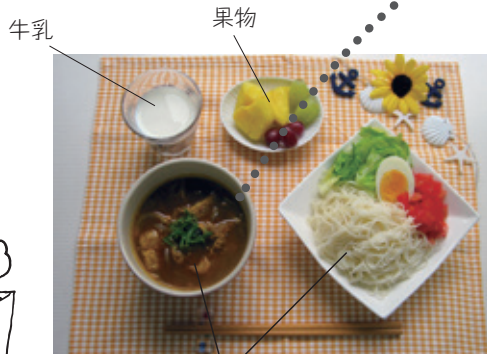
材料 (2人分)

素麺……………150g (3束)
玉ねぎ…50g (1/4玉) 油揚げ…20g (1枚)
豚もも肉スライス…100g 青ねぎ…6g
水……………500cc カレールウ……………1 かけ
麵つゆストレート……………100cc
レタス……………40g (2枚)
卵……………50g (1個) トマト…100g (1個)

1. 素麺を茹で、冷水で冷やし、水気を切っておく。
2. 玉ねぎはスライス、油揚げは千切り、豚もも肉は食べやすい大きさに切り、油揚げは熱湯を回しかけ、油抜きしておく。青ねぎは小口切りにする。
3. 鍋に湯を沸かし、玉ねぎ・油揚げ・豚肉を煮こみ、カレールウを溶かし、麵つゆで味を整える。
4. 素麺を盛りつけ、レタス・ゆで卵・トマトなどを添える。

(1人分：エネルギー 521kcal、塩分 5.7g)

上野総合市民病院 管理栄養士による健康レシピです。



和風カレーつけそうめん

国特別天然記念物

オオサンショウウオ

オオサンショウウオは西日本の一部の河川に生息する日本固有種です。夜行性の大型両生類で、全長が1mを超える大きな個体もいます。県内では、木津川水系が自然分布域とされ、青山や大山田の河川で比較的安定した生息状況が確認されます。成体は、降雨時や増水時に、まれに上陸しますが、ほとんどを河岸の横穴や大きな岩の下などの水中で生活します。小さいうちは水生昆虫を餌とし、大きくなると甲殻類、魚類、両生類など、口に入る大きさの動物が目の前に現れると食べます。時にはネズミや小型のオオサンショウウオを食べることもあります。

冬季は活動が低調ですが、水温が上がるのと同時に活発になり、今の時期は性成熟した個体が適切な繁殖地を探して河川を移動します。巣穴を巡っては、雄同士の間争も起こり、最も優位な雄(ヌシ)が巣穴を占有し、産卵行動の主導権を握ります。産卵及び受精は8月末から9月初旬にかけて行われることが多く、1つの巣穴で1〜数個体が繁殖活動を行います。1匹の雌は300〜700個の卵を産みます。卵は直径5〜8mmで、ゼラチン質の保護膜で覆われ、

伊賀市の文化財 106

数珠つなぎになっていきます。産卵後は、ヌシは卵塊とともに巣穴に留まり、結果的に外敵から卵を守る働きをします。ヌシ以外は、繁殖活動が終わると、元の生息地に戻ると考えられ、繁殖期以外は定住性が強いようです。



▲オオサンショウウオの幼生

卵は10月中旬に孵化し、孵化直後の幼生は約3cmで、1月ごろには巣穴から出て、次第に分散します。幼生期はエラ呼吸を行います。4〜5年で変態し、肺呼吸になります。繁殖に加わるまでには、さらに数年かかります。

周辺地域では、外来種や交雑種の問題が生じていますが、市内では交雑種などは発見されていません。

オオサンショウウオは地域を定め

ない指定なので、全ての個体が保護の対象となり、文化庁の許可なく捕まえて飼育したり、個体に触れたりすることは違法です。道路の側溝や用水路に迷い込み、適切な場所への移動が必要な個体を発見したときは、文化財課へ連絡をお願いします。



▲オオサンショウウオ

文化財課

☎ 47・1285 FAX 47・1290